

平成 27 年度兵庫県水防計画の主な改正内容について

1 水防法改正※に基づく改正

※公布日：平成 27 年 5 月 20 日

施行日：公布日から 2 月を超えない範囲内において政令で定める日

(1) 雨水出水及び高潮に係る水位情報の通知等を追記

[法第 13 条の 2、第 13 条の 3]

知事・市町長が指定した公共下水道等及び知事が指定した海岸について、避難勧告の目安となる特別警戒水位に達した場合の水防管理者等への通知や一般への周知義務が規定されたことに伴い、関係規定の追記を行った。

(2) 浸水想定区域の指定に係る変更・追記

[法第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3]

従来の洪水に加え、雨水出水及び高潮による浸水想定区域を指定するとともに、その想定が想定し得る最大規模の洪水、雨水出水及び高潮となったことに伴い、関係規定の変更・追記を行った。

2 市町の避難勧告の目安となる水位（特別警戒水位）の変更

内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定（平成 26 年 9 月）に伴い、国直轄河川が新ガイドラインに基づく水位見直し及び特別警戒水位の位置変更（避難判断水位相当から氾濫危険水位相当に変更）を行ったため、関係規定の変更を行った。

なお、県管理河川については、新ガイドラインに基づく水位見直し業務を本年度から行うため、従来の基準での水位を記載している。

3 水防団員等の安全配慮規定の記載内容の追加

国土交通省作成の「水防計画作成の手引き（都道府県版）」の改定に合わせ、水防団員等の安全確保に関する配慮事項の記載を追加した。